

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中※¹でも受給できる場合があります

※¹ 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合をいいます。

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

給付金の支給時期

町が確認書(または申請書)を受理した日から**2週間後**が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

重複しての受給はできません

宇美町から確認書が届きます

返送が必要です

※一部申請が必要な場合があります

令和3年12月10日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です



申請期間：令和4年2月1日（火）

～令和4年9月30日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

【申請書配布先】役場⑤番窓口、ホームページなど

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和3年度住民税均等割が非課税の世帯

世帯の全ての方が、住民税均等割が非課税の方が対象となります。

- 対象となる世帯には、宇美町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 必要事項を記載し、確認書に記載している期限まで到着するよう宇美町に**返送してください**。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないこと。
- ②住民税が課税されている方の扶養親族等のみの世帯ではないこと。



令和3年12月10日以前の離婚や配偶者の死亡などについては、(元)配偶者による扶養にかかわらず、本人が属する世帯全員が令和3年度住民税非課税である場合には対象となりますが、**申請が必要**となりますのでご連絡ください。

II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1か月収入×12)が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。住民税非課税となる年間給与収入の目安は宇美町ホームページ掲載「非課税相当となる収入と所得の限度額表(早見表)」でご確認ください。

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に**令和4年9月30日**までに宇美町役場1階⑤窓口に、直接または郵送でご提出ください。



! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

※ 申請書等は、宇美町ホームページからダウンロードできます。申請書等のご自宅への郵送を希望する方はご連絡ください。




住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

制度に関するお問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 9:00~20:00

申請に関するお問い合わせ

宇美町役場健康福祉課障がい・福祉係「住民税非課税世帯給付金」役場1階⑤窓口

 **092-934-2278**

受付時間 平日8:30~17:15